

第百九十六回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第十六号

平成三十年六月一日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富岡 勉君

理事 安藤 裕君 理事 神山 佐市君

理事 亀岡 偉民君 理事 工藤 彰三君

理事 鈴木 淳司君 理事 川内 博史君

理事 城井 崇君 理事 浮島 智子君

理事 石川 昭政君 上杉謙太郎君

小田原 潔君 尾身 朝子君

大見 正君 小寺 裕雄君

櫻田 義孝君 下村 博文君

田野瀬太道君 高木 啓君

津島 淳君 根本 幸典君

馳 浩君 古川 康君

松本 剛明君 宮内 秀樹君

宮川 典子君 宮路 拓馬君

八木 哲也君 高木 鍊太郎君

日吉 雄太君 山本和嘉子君

西岡 秀子君 平野 博文君

中野 洋昌君 鰐淵 洋子君

金子 恵美君 畑野 君枝君

串田 誠一君 吉川 元君

笠 浩史君

参議院議員 福岡 資麿君

参議院議員 山本 博司君

参議院議員 中山 恭子君

参議院議員 松沢 成文君

文部科学大臣 林 芳正君

文部科学大臣政務官 宮川 典子君

政府参考人 厚生労働省社会・援護局 宮崎 雅則君

障害保健福祉部長 鈴木 宏幸君

文部科学委員会専門員

委員の異動

六月一日

辞任 池田 佳隆君

小林 茂樹君

船田 元君

古田 圭一君

櫻井 周君

補欠選任 小田原 潔君

小寺 裕雄君

津島 淳君

古川 康君

高木 鍊太郎君

補欠選任 池田 佳隆君

小林 茂樹君

船田 元君

古田 圭一君

櫻井 周君

五月三十一日

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

案(参議院提出、参法第七号)

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

案(参議院提出、参法第八号)

同日 教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに

行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

(笠浩史君紹介)(第一四三七号)

同(初鹿明博君紹介)(第一四七二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

案(参議院提出、参法第七号)

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

案(参議院提出、参法第八号)

○富岡委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、障害者による文化芸術活動の推進

に関する法律案及び国際文化交流の祭典の実施の

推進に関する法律案の両案を議題といたします。

発議者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

参議院議員山本博司君。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

案

(本号末尾に掲載)

○山本(博)参議院議員 ただいま議題となりまし

た障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

案につきまして、その提案の趣旨及び内容の概要

を御説明申し上げます。

文化芸術を創造し、享受することは、障害の有

無にかかわらず、人々の生まれながらの権利であ

ります。文化芸術は、人々の心に直接的に訴える

ことにより、障害の有無による分け隔てなく、深

い共感や相互理解をもたらすものであります。

近年、文化芸術の分野においては、アールプ

リュット、生の芸術等の呼称で、専門的な教育に

基づかず人々が本来有する創造性が発揮された

作品が目立ってきております。既成の概念にと

らわれないこれらの作品の特性は、文化芸術の発

展に寄与しておりますが、その中心となつてい

るのは障害者による芸術作品であり、とりわけ、

我が国の障害者による作品は、国際的にも高い評

価を得ております。

現在、平成三十二年の東京オリンピック競技大

会・東京パラリンピック競技大会に向けて、文化

プログラムが実施されておりますが、両大会の開

催を契機として、障害者による文化芸術活動の推

進に関する機運を高めていくことが重要でありま

す。

本法律案は、このような視点に立ち、文化芸術

基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのつ

り、将来にわたつて障害者による文化芸術活動の

推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、

もつて文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力

の発揮及び社会参加の促進を図らうとするもので

あります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明

申し上げます。

第一に、基本理念として、障害者による文化芸

術活動の推進は、文化芸術の鑑賞等を含め、障害

者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障

害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対す

る支援を強化すること、住民が心豊かに暮らすこ

とのできる住みよい地域社会の実現に寄与するこ

とを旨として行わなければならないこと等を定め

ております。

第二に、障害者による文化芸術活動の推進に関

する国及び地方公共団体の責務を明らかにすると

ともに、政府は、必要な財政上の措置その他の措

置を講じなければならないとしております。

第三に、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障

害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総

合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定

めなければならないとともに、地方公共団

体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体に

おける計画を定めるよう努めなければならないと

しております。

第四に、基本的施策として、国及び地方公共団

体は、障害者による文化芸術活動に関し、文化芸

術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術作品等

の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品等の

評価及び販売等に係る支援、権利保護の推進等の

必要な施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文化庁、厚生労働省、経済産

業省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする等々を定めております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○富岡委員長 次に、参議院議員松沢成文君。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○松沢参議院議員 ただいま議題となりました国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案につきまして、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、世界には、美術のオリンピックとも称されるベネチア・ビエンナーレに代表されるように、国際的に大きな影響力を有する文化芸術の祭典があります。我が国においても、そのような世界レベルの国際文化交流の祭典を実施していくことは、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、国内の文化政策の観点に加え、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題となっております。

また、近年、日本各地において、地域の歴史や風土等を生かした各種の国際文化交流の祭典が実施されており、これらは活力ある地域社会の実現につながるものであります。

本法律案は、このような視点に立ち、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、国際文化交流の祭典の実施の推進について、国際文化交流の場の提供

により我が国に対する諸外国の理解の増進等を図ること、世界レベルの祭典の実施を目指すこと、全国各地において多様な祭典が実施されるようにすること等を定めております。

第二に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府は、必要な財政上、税制上の措置等を講じなければならないとしております。

第三に、政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならないとしております。

第四に、基本的施策として、国は、世界レベルの祭典及びこれを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要となる施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要となる施策を講ずるものとしております。また、地方公共団体においても、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○富岡委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○富岡委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長宮崎雅則君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、これを許します。

○畑野君枝君

○畑野委員 おはようございます。日本共産党の畑野君枝です。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について伺います。

まず初めに、林芳正文部科学大臣に伺います。文化芸術基本法の前文には、文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨とすると規定しています。基本法の審議の際に、私は、各地の美術館や公民館などで、創作物の発表を不当な理由で拒否するなど、表現の自由への侵害が相次いで、創作活動の萎縮も懸念される中で、基本法に表現の自由が明記されたことに意義があると評価いたしました。

この点、林大臣はどのように認識されていらっしゃるのでしょうか。

○林国務大臣 文化芸術活動におきまして、表現の自由は極めて重要でございます。我が国の憲法第二十一条で保障されておるところでございます。

今お話がありましたように、昨年六月に改正されました文化芸術基本法においては、改正前においても文化芸術活動を行う者の自主性の尊重について繰り返し規定されておりましたが、改正後は、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」という文言が新たに追加をされるところでございます。

文部科学省としては、障害者の文化芸術活動や

国際文化交流の推進に当たりまして、この文化芸術基本法の理念を踏まえて、文化芸術活動を行う者の自主性と表現の自由を十分に尊重した施策を推進してまいりたいと思っております。

○畑野委員 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について、発議者に伺います。

基本理念として、第三条第一号の趣旨について御説明ください。

○福岡参議院議員 お答え申し上げます。

第三条第一号につきましては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑みまして、障害者の方々による文化芸術活動を幅広く促進するとの理念を規定させていただいております。

障害者の方々には、文化芸術活動に際してさまざまな障壁がございます。その実情に寄り添った支援が必要だというふうに考えております。そして、その支援につきましましては、文化芸術の鑑賞、参加、創造のいずれの場面を問わず、また、その作品の芸術上の価値などを問わず、幅広いものであることが必要だというふうに考えております。この号では、こうした考えを規定させていただいているところでございまして、その重要性に鑑み、基本理念の第一として規定をさせていただいているところでございます。

○畑野委員 この法案の基本理念が障害者による文化芸術活動を幅広く促進するものであるということを確認いたしました。

続いて、同法案の第三条第二号の趣旨について伺います。

特に、「専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となつていくものが障害者による作品であること等」とは、具体的にどういうことでしょうか。

○山本(博)参議院議員 お答えいたします。

近年、障害者の方々作品等が、すぐれた作品等として高い評価を受けるようになってきております。しかし、そうしたすぐれた作品等について

の支援は十分ではなくて、それらが世に出ないままとなっていたり、販売、公演等の事業化が円滑に進まない等の状況がございます。

そこで、障害者による芸術上価値が高い作品等についての支援を強化するために、この号を規定したところでございます。

先ほどお尋ねいただきました第一号においては、まず、芸術上の価値にかかわらず幅広く支援することを規定した上で、特に、すぐれた作品等につきましましては、この第二号でさらなる支援を規定することとしておりまして、この二つの号が相まって、この法案の支援の考え方を明らかにしているところでございます。

お尋ねの表現のうち、「専門的な教育に基づかず」から「障害者による作品であること」までの部分に関しましては、この第二号を定めることとした背景事情の一つを定める部分でございまして、一つには、近年、いわゆるオールブリュット、生の芸術などと呼ばれる作品が高い評価を受けているということ、二つには、そうした作品の中で、我が国においては、特に、障害者の方々がつくられた作品が注目されていることを規定しております。

ただし、障害者の方々による作品等が評価を受けるのは、必ずしもこのようなケースだけではございません。例えば、専門的な教育に基づいてすぐれた作品等を創造されている障害者の方々もいらっしゃると思います。当然のことですけれども、こうした方々への支援も重要でございまして、そのことを示すために、「障害者による作品であること」の後に「等」をつけることとしております。

○畑野委員 第三条第一号で障害者による文化芸術活動を幅広く捉えている一方で、今おっしゃったような、専門的な教育に基づかない障害者の作品に高い芸術的価値があるなど、特定の概念、呼称のもとで行われている活動に限定するような規定を置くということについては、私は違和感を覚えます。そのことを指摘させていただきたいと思っております。

なお、発議者からは、それだけではないのだ、幅広いものなんだということがございまして、で、ぜひこの点についても留意をする必要があるというふうに思います。

障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間取りまとめでは、障害者の芸術活動への支援は、どのような概念、呼称のもとで行われているかを問わず、支援の対象として考えるとしております。こうした捉え方が重要だと思えます。この中間取りまとめの議論の経緯について伺いたいと思えます。

さらに、障害者の芸術活動への支援のあり方について、林大臣の御認識を伺います。

○林国務大臣 平成二十五年に文化庁、厚生労働省が共同で開催いたしました障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会、ここにおいては、オールブリュットの呼称のもとで評価される障害者の芸術活動や、それ以外の呼称で障害者が生きているとくくりとして行うなどのさまざまな文化芸術活動が大きな意義を有するのではないかと、こういう議論がなされております。これを受けて、中間取りまとめにおきましては、障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、どのような概念、呼称のもとで行われているかを問わず、支援の対象として考えていくとされたものと認識をしております。

文科省としては、この考え方に基づきまして、これまで、障害者による文化芸術活動の国内外での公演、展示の実施及び支援、映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド作成の支援、特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞、体験機会の提供など、全ての人が文化芸術に親しみ、才能を生かして活躍することができるよう、障害者による文化芸術活動の充実に向けた取組を進めてきたところでございます。

引き続き、厚生労働省など関係省庁と連携して、こうした取組を充実させてまいりたいと思っております。

○畑野委員 大臣が、全ての人がというふう

におっしゃいました。ぜひその方向で進めていただきたいと思えます。

この中間取りまとめの指摘は、大臣も御紹介されましたように大変重要だと思えます。ここでは、障害者の芸術活動に対する具体的な支援のあり方として、相談支援の充実や作品に関する権利保障などさまざまな提起がされています。

現在、この中間取りまとめに基づく施策に取り組みられていると思いますが、特に、障害者芸術活動支援センターの設置の取組について、厚生労働省に伺います。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

今、委員からお尋ねのございました懇談会の中で、委員からお尋ねのございました、障害者、その家族、支援者等に対する支援のあり方、すぐれた芸術作品の展示等を推進するための仕組み、関係者のネットワークの構築など、障害者の芸術活動への具体的な支援のあり方について取りまとめられたところでございまして、厚生労働省では、この中間取りまとめを踏まえ、平成二十六年度から、民間団体を障害者芸術活動支援センターとして採択し、芸術活動への支援方法や著作権保護に関する相談支援、芸術作品の発掘や芸術活動の支援を行う人材の育成、芸術活動を普及発展させていくための関係者のネットワークづくりなどを行う障害者の芸術活動支援モデル事業を実施してきたところでございます。

さらに、昨年度、二十九年度からは、このモデル事業で培った実績を踏まえ、障害者芸術文化活動普及支援事業を新たにスタートさせまして、より多くの地域に障害者芸術文化活動支援センターを設置することによりまして、障害のある方々が芸術文化活動に触れ、表現や創作活動を行える環境づくりを進めているところでございます。

今後とも、本事業の実施等を通じて、障害のある方の芸術文化活動の支援を推進してまいりたいと考えております。

○畑野委員 次に、国際文化交流祭典の実施の推進に関する法律案について伺います。

第二条の国際文化交流の祭典とはどのような祭典をいうのか、発議者に伺います。

○中山参議院議員 お答え申し上げます。

本法律第二条では、「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。」と定めておりまして、文化芸術に係る催しのうち、国際文化交流を目的とし、その内容が複数の公演、展示等からなるものであれば、規模の大小を問わず、地域で行われる中小規模のものも国際文化交流の祭典に当たると考えております。

○畑野委員 規模の大小にかかわらず、そして地域のものということで確認をさせていただきま

す。同法案第八条では、国が大規模祭典の継続的かつ安定的な実施を図るため必要な施策を講ずることとしていますが、この大規模祭典とは、第三条第二号の国際文化交流の祭典、そしてこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典としております。具体的にどのようなものを想定しているのか、そしてそれは現在日本に存在しているのかどうか、発議者に伺います。

○中山参議院議員 お答え申し上げます。

第三条第二号の国際文化交流の祭典とは、ベネチア・ビエンナーレやカンヌ国際映画祭などのように、独創的な内容の企画、すぐれた芸術家の各国、各地域からの参加があり、海外からの多数の来訪者があるなど、世界レベルの祭典が想定されています。残念ながら、我が国にはまだそのような祭典はありません。

しかし、これを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典は、例えば横浜トリエンナーレなどを始めとして、今の日本に幾つもあります。そのような祭典を大規模祭典と想定しております。このような祭典を応援し、日本が国際文化交流の場となり、世界に貢献できたらと願っております。

○畑野委員 今後目指していくということでありました。

最後に、法案に言っている大規模祭典あるいは地域における国際文化交流祭典について、具体的に、この法案が通りましたらどのように支援をしていけるのか、林大臣に伺います。

○林国務大臣 我が国の文化芸術活動を推進していくに当たりましては、地域の文化芸術を活用した多彩な取組を振興していくことはもとより、地域創生や経済効果が見込まれることから、国際文化交流の祭典の実施を推進していくことが重要であると考えております。

文部科学省においては、これまでも地域の文化芸術資源を活用した芸術祭や音楽祭等に対して支援を行ってきております。

また、平成三十年度より、国際文化芸術発信拠点形成事業を新たに開始いたしました。大規模な芸術祭を中心に、訪日外国人、インバウンドの増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する国際発信力のある拠点形成の支援をしているところでございます。

引き続き、これらの施策の充実に努めていくとともに、本法案が成立した際には、法律の趣旨に基づき、関係省庁と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

○畑野委員 既に、文化芸術基本法に、国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加など、十五条で規定がされております。

この基本法から、国際交流祭典、特に大規模な祭典を、国として必要な措置を講じると特に取り出して法律にしていこう、そういうことは必要ないのではないかと私は思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○富岡委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○富岡委員長 ただいま議題となっており、両案中、まず、参議院提出、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○富岡委員長 次に、参議院提出、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申出がありませんので、これを許します。

畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党を代表して、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案に対する反対討論を行います。

国際文化交流祭典の実施については、昨年、全会一致で成立した文化芸術基本法の第十五条に「必要な施策を講ずる」とした規定があり、新たに法律をつくる必要性はないと考えます。

文化芸術においては、表現の自由、芸術家の自主性は最大限尊重されなければなりません。

ところが、本法案は、国際文化交流祭典の実施を推進することを政府の責務とし、閣議決定により基本計画を定めて推進する仕組みとなっております。つまり、どのような祭典を実施、推進するかは、そのときの政府の決定次第となっております。政権の恣意的な判断や政策が文化芸術の場に持ち込まれないかという懸念は払拭できません。

議連での議論では、既存の大規模祭典のレベルアップや国際化を図っていくとして法案化したとされています。したがって、その運用によつては、国が具体的な大規模祭典を選定することになり、その内容が経済成長の起爆剤とされ、また、既存の大規模祭典を文化芸術のオリビック等の祭典にレベルアップするなど、国策に沿った文化芸術ばかりがもてはやされることが懸念されます。

す。

昨年成立した文化芸術基本法の審議において、私は、法案の前文に「表現の自由の重要性」が明記されたことを評価し、賛成しましたが、その際、同法の基本計画で政府が文化芸術の目標などを定めることとなっている規定等について、文化芸術の振興において国との連携は必要ではあるが、文化芸術の創造、享受は国の施策とは関係なしに行われるべきだとの見地を表明しました。

日本国憲法のもとで文化行政は、戦前への反省から、国は金を出しても口を出さないことを原則としてきたことを重く受けとめるべきです。

以上、討論といたします。

○富岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○富岡委員長 これより採決に入ります。

参議院提出、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○富岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○富岡委員長 次回は、来る六日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十分散会

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 基本計画等(第七条―第八条)

第三章 基本的施策(第九条―第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を

推進すること

幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となつていゝものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者によ

る文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができ環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の促進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作

権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推

進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によつて構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条第五号を削る。

理由

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相

互理解をもたらしものであることに鑑み、文化芸術活動を通じ障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 基本計画(第七条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第八条―第十八条)

第二節 地方公共団体の施策(第十九条)

第四章 国際文化交流の祭典推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際文化交流の祭典」

とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

第三条 国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的

に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。

二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。

三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。

四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。

五 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に

関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画

第七条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

二 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

第八条 国は、大規模祭典(第三条第二号の国際

文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備）
第九条 国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

（大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上）
第十条 国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（大規模祭典への来訪者の利便性の向上）
第十一条 国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（大規模祭典を実施する者の海外との交流等）
第十二条 国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携）
第十三条 国は、大規模祭典の実施の推進に関

し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとする。

（情報の収集等）

第十四条 国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（専門的能力を有する者の確保等）

第十五条 国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（ボランティア活動への参加の促進等）

第十六条 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（国際文化交流の祭典の相互の連携）

第十七条 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体、民間の団体等に対する支援）

第十八条 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第十九条 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

第四章 国際文化交流の祭典推進会議

第二十条 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図る

ため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資するため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年六月十九日印刷

平成三十年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K